地方公共団体が
グリーン購入に取り組むために

グリーン購入とは

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを指します。

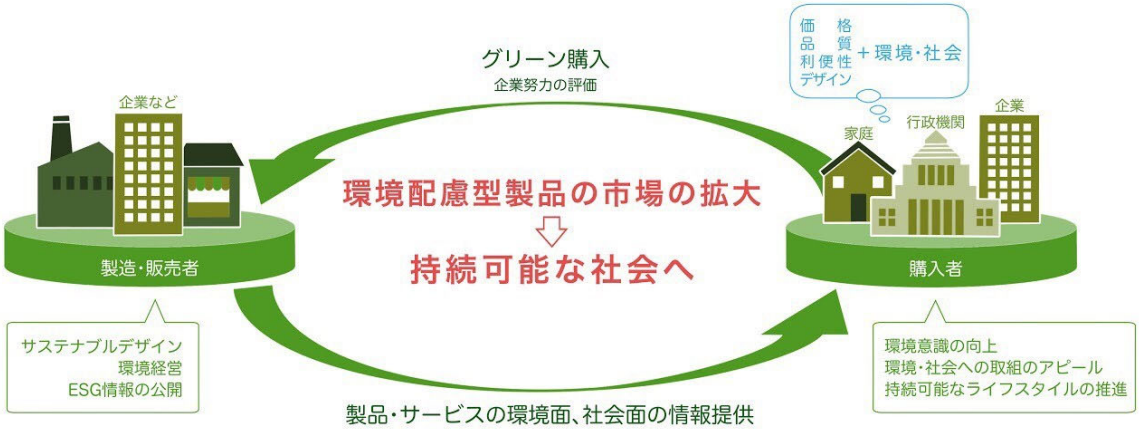

引用：グリーン購入ネットワーク

グリーン購入法とは

国等の公的機関が環境に配慮した物品、サービスを調達することによって、需要側の取組から市場を環境物品等に転換し、持続可能な社会を構築することをねらいとして、平成12年に制定されました。グリーン購入法第10条において、地方公共団体の取組は「努力義務」と位置づけられ、調達方針の作成とそれに基づく調達の推進に努めることとされています。

地方公共団体の取組状況

都道府県・政令市では全ての団体でグリーン購入の調達方針を策定し、組織的に取り組んでいます。一方で基礎自治体の一部には取組状況にバラつきが見られます。方針策定、実績把握等、段階ごとにステップアップして、取り組んでいくことが重要です。

次のページ
地方公共団体のための
取組ガイドライン

地方公共団体のためのグリーン購入取組ガイドライン（2026年７月改定）

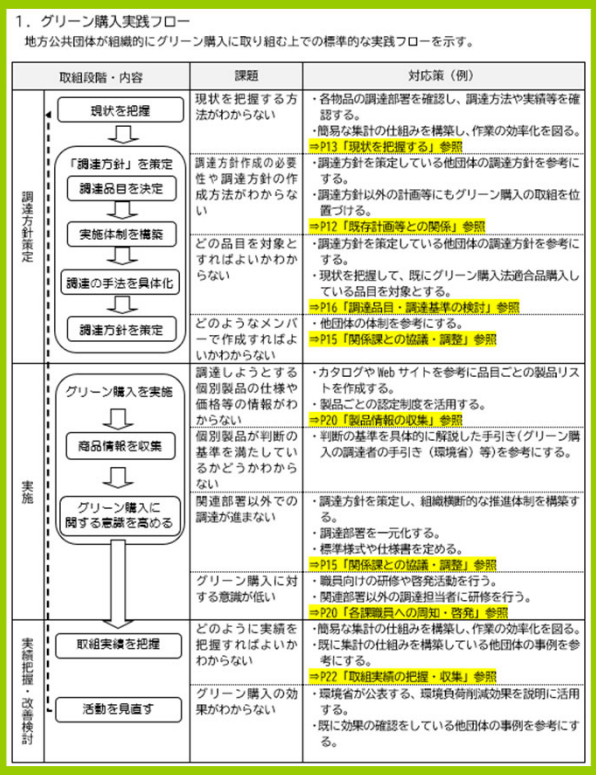

1．グリーン購入実践フロー

地方公共団体が組織的にグリーン購入に取り組む上での標準的な実践フローを示す。

取組段階・内容		課題	対応策（例）
調達方針策定	現状を把握	現状を把握する方法がわからない	・各物品の調達部署を確認し、調達方法や実績等を確認する。 ・簡易な集計の仕組みを構築し、作業の効率化を図る。 ⇒P13「現状を把握する」参照
	「調達方針」を策定 調達品目を決定	調達方針作成の必要性や調達方針の作成方法がわからない	・調達方針を策定している他団体の調達方針を参考にする。 ・調達方針以外の計画等にもグリーン購入の取組を位置づける。 ⇒P12「既存計画等との関係」参照
	実施体制を構築	どの品目を対象とすればよいかわからない	・調達方針を策定している他団体の調達方針を参考にする。 ・現状を把握して、既にグリーン購入法適合品購入している品目を対象とする。 ⇒P16「調達品目・調達基準の検討」参照
	調達の手法を具体化	どのようなメンバーで作成すればよいかわからない	・他団体の体制を参考にする。 ⇒P15「関係課との協議・調整」参照
	調達方針を策定		
実施	グリーン購入を実施	調達しようとする個別製品の仕様や価格等の情報がわからない	・カタログやWebサイトを参考に品目ごとの製品リストを作成する。 ・製品ごとの認定制度を活用する。 ⇒P20「製品情報の収集」参照
	商品情報を収集	個別製品が判断の基準を満たしているかどうかわからない	・判断の基準を具体的に解説した手引き（グリーン購入の調達者の手引き（環境省）等）を参考にする。
	グリーン購入に関する意識を高める	関連部署以外での調達が進まない	・調達方針を策定し、組織横断的な推進体制を構築する。 ・調達部署を一元化する。 ・標準様式や仕様書を定める。 ⇒P15「関係課との協議・調整」参照
		グリーン購入に対する意識が低い	・職員向けの研修や啓発活動を行う。 ・関連部署以外の調達担当者に研修を行う。 ⇒P20「各課職員への周知・啓発」参照
実績把握・改善検討	取組実績を把握	どのように実績を把握すればよいかわからない	・簡易な集計の仕組みを構築し、作業の効率化を図る。 ・既に集計の仕組みを構築している他団体の事例を参考にする。 ⇒P22「取組実績の把握・収集」参照
	活動を見直す	グリーン購入の効果がわからない	・環境省が公表する、環境負荷削減効果を説明に活用する。 ・既に効果の確認をしている他団体の事例を参考にする。

　地方公共団体の調達担当者がグリーン購入に取り組む際に、必要となる知識や手順、考え方等を取りまとめています。手順については、取組段階（調達方針策定（対象品目の決定・調達基準の設定）、実績把握）に分けて、どのように取り組むべきかを解説しています。

　初めてグリーン購入に取り組む方は、初年度から全て実施しようとするのではなく、無理なく実施できそうな取組から着手することが重要であり、関心の高い章をピックアップして読むことも推奨しています。

←ガイドライン
PCの方はコチラ

取組事例データベース（地方公共団体）

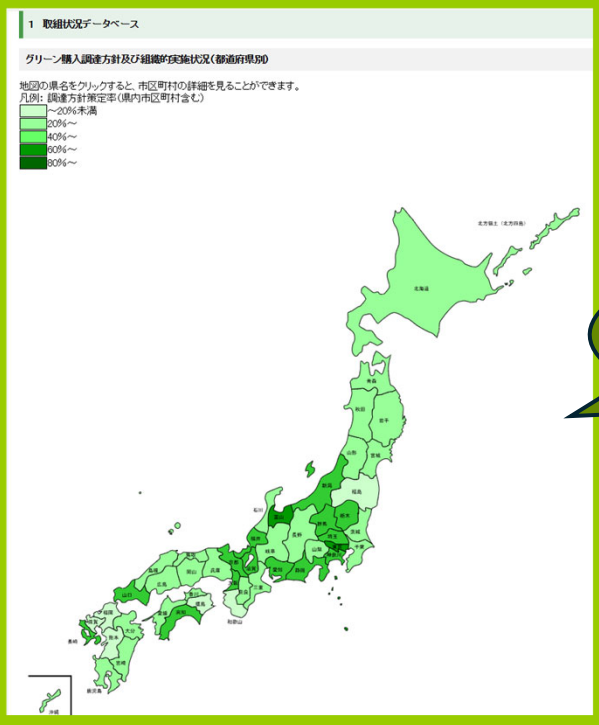

　調達方針の策定にあたっては、既存の他団体の方針を参考にすることが取組の近道となります。
　所属する都道府県や政令市の調達方針を参考に対象する品目や基準を検討しましょう。

環境省ウェブサイトに
各地方公共団体の調達方針や調達状況、
研修資料を掲載しています！

各地方公共団体の調達状況↓
PCの方はコチラ

各地方公共団体の調達方針等↓
PCの方はコチラ

環境省